

第2次 茅ヶ崎市行政改革大綱

平成15年1月

目 次

第1章 改革の必要性

1	これまでの取り組み	1
2	行政を取り巻く環境の変化	2
3	新たな改革の必要性	4

第2章 改革の視点

1	改革を進める前提	5
2	第2次行政改革の目標	5
3	大綱の性格と計画期間	6

第3章 改革の重点事項

1	情報公開の徹底	7
2	市民ニーズの把握	8
3	説明責任の遂行	9
4	行政評価制度の導入	10
5	電子市役所の構築	11
6	民間活力の導入と行政の効率化	12
7	職員の意識改革と人材育成	13
8	財政運営の健全化	14

第4章 改革の推進

1	大綱の公開と周知	15
2	実施計画の策定	15
3	推進体制	15

第1章 改革の必要性

1 これまでの取り組み

本市は、行政改革の指針として平成7年に行政改革大綱を策定しました。
この大綱は「Simple(簡素)」「Speedy(迅速)」「Straight(率直・公正)」の3Sを
モットーに

- 市民参加制度の確立
- 行政組織・機構の見直し
- 事務事業の見直し
- 定員管理の適正化

の4つを重点事項として掲げ、「市民と行政の新しいパートナーシップによる
スリムな自治体運営」をめざしました。

具体的には、平成8年度から10年度までを集中実施期間と定めて取り組み
ましたが、その後も今日に至るまで大綱の主旨に沿った改革を推進し、一定
の成果を得てきました。

2 行政を取り巻く環境の変化

平成7年に行政改革大綱を策定して以降、行政を取り巻く環境は大きく変化しました。主なものは次のとおりですが、どれをとっても市政運営の基本にかかわる大きな変化です。

(1) 地方分権

平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)」が施行され、中央集権型から地方分権型に行政システムが転換されました。

地方自治体は、自己決定・自己責任により個性豊かな地域社会の実現を図らなければなりません。自治体の力量が問われる時代となりました。

このため、市政運営には住民参加の推進、公正の確保、透明性の向上などが、また、職員には政策形成能力の向上、地域住民の視点に立った仕事の企画と実施などが求められています。

(2) 少子高齢化

平成13年現在、1人の女性が生涯に産む子ども数を示す合計特殊出生率は全国平均で1.33人で、現在の人口を維持していくのに必要な水準2.08人を大幅に下回っています。また、65歳以上の人口比率は全国平均で18.0%に達しており、今世紀半ばには35.7%の水準に達するものと推計されています。(*1)

このため、保育などの面で安心して子どもを産み育てることのできる環境や、社会参加などの面で高齢者一人ひとりが生きがいをもって生活できる環境を整備していくことが求められています。

(*1:厚生労働省厚生労働統計一覧(人口・世帯)参照)

(3) 高度情報化社会

すべての国民がインターネットなどを容易に利用でき、情報通信技術の恩恵を受けられる社会の実現を目標に、平成13年1月「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(IT基本法)」が施行されました。

IT革命といわれる大きなうねりは、すでに市民生活の様々な分野に浸透していますが、近い将来、自宅や事務所などからインターネットを利用して、市政情報の閲覧、申請・届出の手続、手数料納付などができる社会の創出が求められており、電子市役所の構築が緊急の課題となっています。

(4) 国・地方を通じた財政危機

平成15年度の国の一般会計総額約82兆円に対して、平成14年度末の国と地方を合わせた政府の債務残高は693兆円に達すると見込まれ、国家財政は危機的状況にあるといえます。

地方も、権限移譲、人口の高齢化による市税収入の減少、交付税の削減などにより、極めて厳しい環境におかれています。

本市も財政逼迫に直面しており、危機の本質は一自治体の問題ではなく、右肩上がりの経済状況で機能を発揮してきた国の行財政制度自体の維持が困難になっていることにあります。

国から地方への税財源移譲という課題もありますが、市、議会、職員、市民それぞれが知恵を出し合い、痛みを分かち合ってスリムな自治体を創出していくことが求められています。

3 新たな改革の必要性

近年の行政を取りまく環境は、市税収入や地方交付税が減額となって歳入構造を厳しくしているとともに、少子高齢社会や高度情報化への対応といった21世紀型ともいべき新たな行政需要が発生して、歳出を増大させています。

近隣都市に比べて脆弱な財政基盤の本市は、今後、次のようなことが予測されます。

自主財源確保の困難性

経常経費の増大

投資的経費の縮小

現在の行政水準を維持し発展させていくためには、これまで以上に行政改革を進めることが不可欠です。

このような観点から、新たな行政改革に取り組んでいくための指針として「第2次行政改革大綱」を策定するものです。

第2章 改革の視点

1 改革を進める前提

行政を改革するには、行政にも市民にも痛みが伴いますが果敢に実行しなければなりません。その原動力となるのは、よりよい地域にしようとする市民意識であり、市民を顧客として、自治主権者としてとらえる行政意識です。

このことは当たり前のことですが、行政改革を進めるに当たってこの二つの意識を再確認することが大切です。このような観点から、次の三つを行政改革を進める前提とします。

市民と行政が「確かな信頼関係を確立」する。

市民と行政が「厳しい財政状況を相互に理解」する。

市民と行政が「よりよい地域社会を築くために協働」する。

2 第2次行政改革の目標

将来にわたって現在の行政水準を維持し、発展させていくためには、従来から行ってきた“定数削減・機構縮小・事務事業の見直し”という改革の発想を超えた新たな改革が必要です。

具体的には、これまでの発想や考え方を改めて

「行政主導のサービス」から「市民志向のサービス」へ

「前例踏襲的な事務執行」から「評価重視の事務執行」へ

「管理する行政」から「市民と役割分担する行政」へ

変革することが必要です。

このような変革を目指して、第2次行政改革大綱の目標を

「市民と行政が協働するスリムな行政経営」とします。

3 大綱の性格と計画期間

第2次行政改革大綱は、目標である「市民と行政が協働するスリムな行政経営」を実現するため、平成15年度から19年度までの5か年間に改革すべき方針を示したものです。

今後、この大綱に示した8つの「改革の重点事項」に基づく実施計画を策定し、改革を推進します。

第3章 改革の重点事項

1 情報公開の徹底

【基本姿勢】

市民が市政に関心を持ち、参加し、行政への信頼性を高め、真のパートナーとなって協働によるまちづくりを進めていくことができるよう、情報公開の徹底に努めます。

情報公開は、市民が必要な時に、必要な情報を、わかりやすい形で得られることを基本に推進します。

【具体的な方向性】

1 文書管理のルール化

庁内文書や文書情報を電子化し、全庁的な情報共有化に向けた文書管理のルール化を進めます。

2 文書目録の作成

行政情報が的確・迅速・容易に得られるよう、電子文書を体系的に整理し、文書目録を作成します。

3 財政状況の公表

厳しい財政状況などをわかりやすく公表し、市民と行政の相互理解を深めます。

4 インターネットによる情報公開

インターネットで行政情報の請求から開示までの手続ができるよう検討を進めます。

2 市民ニーズの把握

【基本姿勢】

市民にとって満足度の高い行政サービスを提供するため、的確・迅速な市民ニーズの把握に努めます。

市民ニーズに対応した効率的な行政運営を基本としますが、基礎的自治体という観点からの公平性の確保についてきめ細やかな配慮をしていきます。

【具体的な方向性】

1 広聴機能の充実

アンケート・市民集会・市民提案などの広聴機能の充実を図ります。

2 1課1ホームページの作成

1課1ホームページの作成と課別メールアドレスの公開を進め、広く市民の意見や要望を把握します。

3 市民ニーズの反映

把握した市民ニーズをより積極的に行政運営に反映させる仕組みを充実します。

4 市民満足度の把握

民間企業の顧客満足度調査などを参考に、行政サービスに対する市民の満足度を測る仕組みを構築します。

5 電子広聴システム導入の研究

電子アンケート・電子会議室など、双方向で情報交換ができる電子広聴システム導入の研究を進めます。

3 説明責任の遂行

【基本姿勢】

行政の透明性や公平性を高め、市政への理解を深めてもらうため、積極的な説明責任を果たします。

事業の成果などを市民に説明し、取組姿勢を示すことによって、仕事に対する職員の責任感を高めていきます。

【具体的な方向性】

1 平易でわかりやすい市刊行物

市が発行する刊行物などは、誰もが理解できるよう平易でわかりやすいものとし、外国語の使用は最小限にします。

2 意思決定や計画を説明

市民の理解を得る必要がある意思決定や計画などは、広報ちがさき、市民集会、ケーブルテレビ、ホームページなどを通じて積極的に市民に説明していきます。

3 行政活動を説明

これまで、一貫性のある公表ができなかった行政活動の過程、結果、成果や税の用途など、多様な情報媒体を活用して、市民が納得できるようわかりやすく説明責任を果たしていきます。

4 行政評価制度の導入

【基本姿勢】

前例踏襲的な仕事を変革する一つ的手段として、行政評価制度を導入します。

行政評価制度によって、政策・施策・事務事業の目標と優先度を明確にし、戦略性の高い行政運営をめざします。

【具体的な方向性】

1 事務事業評価を優先

行政評価制度は、政策・施策・事務事業の評価に細分化されますが、厳しい財政状況下において、最も必要とされる事務事業評価を優先して導入します。

2 前例踏襲的な事務執行の打破

1事務事業ごとに目標を明確化し、事業主体・実施手法・費用対効果を検討する事務事業評価の導入により、前例踏襲的な事務執行を打破していきます。

3 計画 実施 評価 改善の確立

これまでの計画 実施という行政の仕組みを、計画 実施 評価 改善という仕組みに変革し、評価の段階でチェックした妥当性・達成度・成果などに基つき、次の計画に反映します。

4 説得力ある説明責任

行政評価制度の特性である目標設定や達成度の数値化を活用して、説得力のある説明責任を果たしていきます。

5 電子市役所の構築

【基本姿勢】

これからの時代潮流や市民サービスの向上、そして行政自らを改革していくための手段として電子市役所を構築します。

電子化の難易度や優先度を考慮して、段階的に構築していきます。

【具体的な方向性】

1 市民サービスの向上

申請や届出などの行政手続、情報提供や情報公開、市民ニーズの把握、窓口事務などの電子化を進め、市民サービスの向上を図ります。

2 迅速な行政運営

文書管理、行政評価、決裁の電子化などを進め、効率的で迅速な行政運営を図ります。

3 業務の効率化

行政内部の電子化を進め、非効率な業務の流れを改革するほか、情報の共有や活用によって業務の効率化を図ります。

4 システムの信頼性の確保

情報システムの安全性や信頼性の確保など、電子市役所の基盤となる環境を整備します。

5 IT講習会の実施

すべての市民が電子市役所の恩恵を享受できるよう、中高年齢層や障害者などを対象としたIT講習会を実施していきます。

6 民間活力の導入と行政の効率化

【基本姿勢】

職員全員が厳しい財政状況を認識し、危機意識を持って事務事業の効率化を図っていきます。

行政の担うべき範囲を見直し、市民と行政が役割分担し合うための仕組みづくりを行います。

人件費も含め、徹底的な経費の削減に努めます。

【具体的な方向性】

1 市民活動の活用

公共性や公益性を意識した、責任ある市民活動の担い手の行政への参画を促進するため(仮称)市民活動推進条例を制定します。

2 民間活力の導入

事務・事業を実施する場合には、事業手法を幅広く検討し、積極的な民間活力の活用を図ります。

3 PFI手法の活用

社会資本の整備に際し、費用の平準化や民間企業による効率的な管理運営が求められる場合は、PFIの手法を導入します。

* PFI : 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術力を活用して行う手法。

4 民間委託等の推進

民間への委託に関するガイドラインを策定し、行政責任の確保に留意しつつ計画的に推進します。

5 職員定数の抑制

定員適正化計画に基づき、行政需要に対応した職種構成の改善を図るとともに、財政事情などの状況をみて、更なる定数の抑制を図ります。

6 人件費などの削減

給与をはじめとする人件費などを制度面から検証し、削減に努めます。

7 職員の意識改革と人材育成

【基本姿勢】

行政改革の実効を高めるには、職員自身が改革に応じて変化していくことが不可欠です。このため、多様な研修を実施するとともに、適正な能力評価や任用・給与基準を確立し、職員の意識改革を図ります。

【具体的な方向性】

1 コスト意識の啓発

職員一人ひとりがコスト意識を持ち、経費節減の問題発見者となり、解決者になるよう積極的な啓発を図ります。

2 地方分権社会の職員育成

自己決定・自己責任の行政を実践するため、地域の問題を主体的に考え、独自の施策目標を企画する政策形成能力や法務能力を高める研修を充実します。

3 課題解決能力の向上

職員一人ひとりが常に現状を把握し、明確な目的意識を持ち、コストを意識し、課題解決の能力を高めるための一手段として、全庁的に行政評価制度を定着させます。

4 若手職員の能力開発

課題解決プロジェクト、政策形成プロジェクトなどを活用し、将来を担う若手職員の実務的な能力向上を図ります。

5 人事評価制度の確立

従来、公務員は守る意識が強いといわれてきましたが、主体的に目標を設定し、この目標に対して積極的に取り組み、結果を出すことを重視した人事評価制度を確立します。

6 職員提案制度の活性化

職員提案制度を発展的に活用し、職員の創意・工夫を積極的に引き出します。

8 財政運営の健全化

【基本姿勢】

創意と工夫によって魅力ある地域社会を創出するためには、財政構造の弾力性を確保することが欠かせません。このため、各種指標の分析を通じて常に財政の現況を正確に把握し、問題点があれば的確に対処し、将来にわたる財政の健全化に努めていきます。

【具体的な方向性】

1 ハード事業の抑制

ハード事業の整備は、維持管理を含めた経済性、効率性、有効性を徹底的に評価し、必要最小限にとどめます。

2 人件費比率の抑制

財政の健全性に大きく影響する人件費については、歳出総額に占める人件費比率に、常に留意します。

3 堅実な財政運営

財政運営については、経常収支比率に一定の目標値を設定し、財政構造の健全性の確保に努めます。

4 受益者負担の導入

受益と負担の適正化という観点から、補助金・負担金などを見直すとともに、新たな受益者負担の導入を検討します。

5 遊休土地の活用

土地開発公社などが保有する遊休土地の有効活用や売却などを進め、財源の確保を図ります。

6 市立病院の健全経営

市立病院の経営は市の財政に与える影響が大きいため、地方公営企業としての経営の健全化に留意するとともに、地域の中核病院としての役割が果たせるよう運営していきます。

第4章 改革の推進

1 大綱の公開と周知

第2章「改革の視点」に示したとおり、改革を進める前提は、市民と行政が「確かな信頼関係を確立」し、「厳しい財政状況を相互に理解」し、「よりよい地域社会を築くために協働」することにあります。このため、この大綱の公開と周知に努めます。

2 実施計画の策定

この大綱は、平成15年度から19年度までの5か年間に改革すべき方針です。したがって、今後、大綱が掲げる目標の実現をめざして8つの重点事項に沿った実施計画を策定し、全庁一丸となって取り組んでいきます。

実施計画は、できる限り達成度を定量的に測定・評価できることをめざし、明確にするとともに毎年度終了後にその成果を公表します。

3 推進体制

行政改革の推進は、市長をトップとする行政改革推進本部、その下部組織の同幹事会という従来の体制に加え、重要事項や組織横断的な事項などを検討する部会を設置し、既成概念にとらわれない新たな発想に基づき、改革を推進していきます。